



集団的自衛権と福井地裁原発判決で市長答弁

戦争放棄と平和を誓った平和憲法を守るという使命を市民と一緒に果たす

6月11日一般質問の2日目のトップに、日本共産党米原市議団清水議員が質問に立ちました。質問は3問で、①現憲法下集団的自衛権行使を拒む安倍政権をどう見るか②5月21日福井地裁が下した大飯3・4号機の運転差し止め判決について問う③庁舎問題について問うの3点です。市長の回答の概略は次のとおりです。庁舎問題については次号で報告します。

Q、安倍政権の集団的自衛権の一連の動きについて

A、この憲法9条をどこから読んでも、政府解釈による自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って行使する権利、すなわち集団的自衛権もこれを行使容認するものも見当たりません。戦後レジームからの脱却の目的は、この憲法9条を骨抜きにする国のあり方を大きく変える動きです。憲法改正を主張する学者やベテラン保守系政治家からも、定められた国会の手続きに従って憲法9条を改正してから、集団的自衛権の議論に入るのが本筋ではないかとの批判もされています。その請求で強引な手法や個別的自衛権で可能な範囲の見極め、さらには国際環境の冷静な分析、そして外交の努力など幅広い観点で議論すべき時期であるというふうに考えています。

Q、安倍政権は立憲主義に立っていないと思うが

A、現在政府は憲法解釈を変更して集団的自衛権を容認する閣議決定を行おうとされており、憲法9条の中味を事実的に改変すると言いますが、変更することは憲法に基づく政治という基本に立てば、近代国家の立憲主義を否定しているのではないかと、権力に縛りかけた立憲主義という近代憲法の存在理由そのものも否定することになる。到底容認ができないという立場であります。

Q、安倍首相は集団的自衛権行使について限定的とか主張していますが

A、集団的自衛権が認められるのであれば、ある国が攻撃を受けたというふうに表示した場合に、当然出動する他国の軍隊といっしょになっ自衛隊が出動をし、海外で武力行使をすることになる訳であります。しかし、現実的な見方をすれば、政府が必要最小限の集団的自衛権の行使という形で議論している、現在のこの議論について、現職の自衛官の中からも、命のやり取りをする戦闘現場で必要最小限とか、いうふうな話を通らないと。現場の感覚では、わからない議論がされているというふうに批判をしています。まさに、限定的とか必要最小限などはあり得ないというのが戦場の事実だと私は思います。

Q、徴兵制も考えられる中、戦争の犠牲者は若者です

A、戦争の犠牲性というのは、いつも勇ましいことを言っている大人達ではなく、現実的には次の時代を担う名もなき若者であったり、子どもたちであることを、私は忘れてはならないと思っています。非核平和都市宣言のまち、米原市の市長としては、先の大戦の尊い犠牲と重い歴史の事実を軽んじることなく、戦争の放棄と恒久の平和を誓った平和憲法を守るという使命を市民の皆さんとともに果たしていきたい、

避難計画も不十分の中 原発再稼働は許されない

Q、福井地裁の大飯原発差し止め判決についての感想は。

A、福島第一原子力発電所の事故の後、多くの国民が感じています命や暮らしへの不安をくみ取った内容の判決であると考えます。特に判決文の中で、「多数の人の生存そのものに関わる権利と、電気代の高い低いの問題を並べて論じること自体、法的に許されない」とされている点や「たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富、すなわち国の富、国の豊かさ、この流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活することこそ国富であり、これを取り戻せなくなることが国富の喪失である。」とされました。極めてわかりやすい言葉で、しかも市民感覚での原発再稼働に対する運転差し止め判決が下されたことは、当然であるというふうに考えています。

Q、原発の再稼働についての考えを

A、国は、この平成26年に新たなエネルギー基本計画を政府案として示しました。原子力発電については、原子力規制委員会の規制水準に適合すると認められた場合は再稼働を認めるということでございます。

しかし、福島第一原子力発電所が引き起こした事故の影響は大きく、その原因究明もされておりません。さらには、再発防止策も明らかにされていない混迷の中にあるのが現状だと私も思います。

本市は福井県における原子力発電所から最も近いところで約35キロメートルに位置を置いていることも考え合わせますと、原子力発電所の安全性が確保されていないと同時に、原子力災害の非難計画等も十分でない中で、原子力発電所の再稼働ということには、うなずけるものではありません。